

障害者雇用状況調査結果の概要

(令和元年 6 月 1 日現在)

厚生労働省島根労働局職業安定部

目 次

はじめに	1
民間企業における障害者の雇用状況	
1 概 況	2
2 企業規模別の雇用状況	4
3 産業別の雇用状況	4
4 実雇用率階級別の企業分布状況	6
5 法定雇用率未達成企業の雇用状況	7
6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況	8
7 公共職業安定所管内別の雇用状況	9
国、地方公共団体等における障害者の雇用状況	
1 概 況	10
2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況	10
参 考	
1 島根県における障害者の状況	13
2 障害者の職業紹介状況	14
3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況	15
4 障害者の法定雇用率について.....	17
5 除外率一覧表	18

は じ め に

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、障害者雇用率制度を設け、事業主等に一定数以上の対象障害者を雇用することを義務付けており、この法の適切な運用を図るためには、障害者の雇用状況を正確に把握する必要があります。

このため、一定規模以上の事業主等は、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況を公共職業安定所長に報告（国、地方公共団体等にあつては、その任命権者等が厚生労働大臣又は労働局長に通報）することとされています。

本書は、令和元年6月1日現在の島根労働局管内における障害者の雇用状況に係る報告を集計したものです。

<障害者雇用率制度>

1 趣 旨

事業主等は、労働者を新たに雇入れ、又は解雇しようとする場合には、その雇用する労働者に占める対象障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上であるようにしなければならないこととされています。

すなわち、障害者の雇用は常に健常者と同じように確保すべきものとし、原則として事業主等は常態として法定雇用率を達成・維持すべき義務を有することとされています。

2 算定基準

現行法においては、平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）が加わり、当該障害者も算定の対象とした「障害者雇用率」が設定されています。

短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとされています。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされます。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

○ 法定雇用率

民間企業	}	一般の民間企業 ……	2.2%（常用労働者数45.5人以上規模の企業）
		特殊法人等 ……	2.5%（常用労働者数40.0人以上規模の法人）
国、地方公共団体	}	下記以外の機関 ……	2.5%（職員数40.0人以上の機関）
		都道府県等の教育委員会 ……	2.4%（職員数42.0人以上の機関）

（カッコ内は、1人以上の対象障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模です。）

3 法定雇用率の適用と法定雇用障害者数の算定

法定雇用率は、その企業全体を一つの単位（国等の機関は任命権者を単位）として適用されます。

法定雇用障害者数は、「常時雇用される労働者（短時間労働者は0.5人算定）の数から除外率に相当する常時雇用される労働者の数を控除した数」（雇用率算定基礎労働者数）に法定雇用率を乗じた数で、1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数です。

○ 除外率

職務によっては、障害者が就業することが困難であり、一律に法定雇用率を適用することが不適当なものがあることから、障害者の就業が一般に困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種ごとに定められています。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、除外率制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。（詳細は18頁参照）

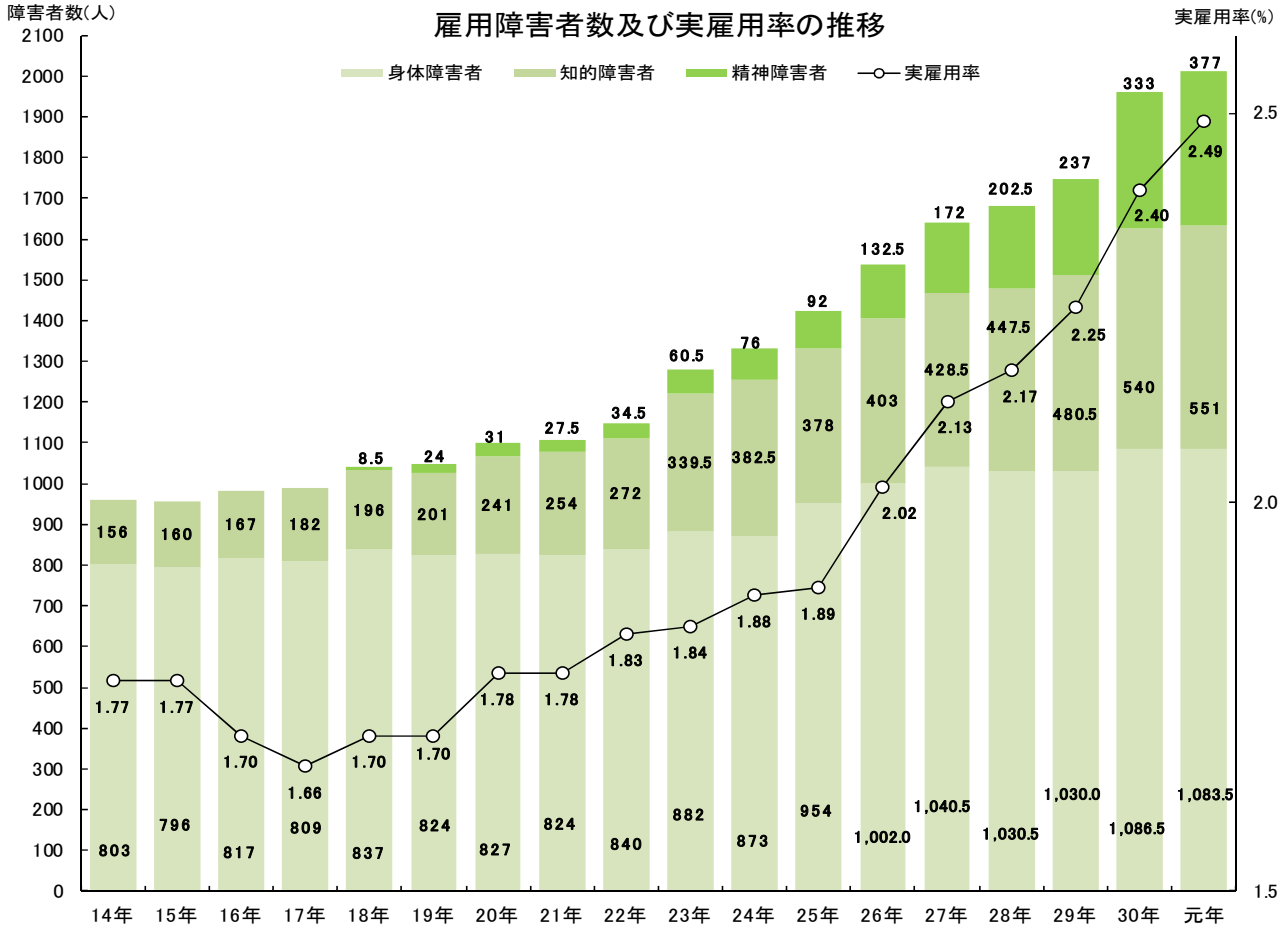
民間企業における障害者の雇用状況

1 概況

島根県において、障害者の法定雇用率（以下「法定雇用率」という。）2.2%が適用され、対象障害者を1人以上雇用すべき一般の民間企業（常用労働者45.5人以上規模の企業）は577社、実雇用率算定の基礎となる常用労働者の数は80,816.5人で、企業数は前年より7社、常用労働者数で734人減少した。一方、雇用されている障害者の数は2,011.5人で前年より52人増加した。

この結果、実雇用率は、前年の2.40%から0.09ポイント上昇し2.49%、法定雇用率達成企業の割合は、前年の65.9%から3.6ポイント上昇し69.5%となった。

なお、本県における実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合ともに全国平均を上回っている。



<法定雇用率>

1.8%

2.0%

2.2%

(注1) 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業)についての集計である。

(注2) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降
平成22年まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成30年以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人または1人でカウント(※))

※次のいずれかに該当する者は、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年の属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

平成23年以降
平成29年まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

(注3) 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%、平成30年4月からは2.2%となっている。

【表1-1 島根県の障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

年別	調査実施 企業数	障害者数												雇用率	雇用率達成 企業数	雇用率達成 企業割合 (%)			
		身体			知的			精神	精神(短)	計	合計								
		重度	その他	計	重度	その他	計												
		重度	その他	計	重度	その他	計	精神	精神(短)	計	合計								
23	447	240.0	358.0	26.0	36.0	882.0	38.0	232.0	5.0	53.0	339.5	34.0	53.0	-	60.5	1,282.0	1.84	280	62.6
24	453	229.0	371.0	22.0	44.0	873.0	42.0	254.0	6.0	77.0	382.5	40.0	72.0	-	76.0	1,331.5	1.88	282	62.3
25	519	248.0	403.0	29.0	52.0	954.0	24.0	280.0	5.0	90.0	378.0	53.0	78.0	-	92.0	1,424.0	1.89	297	57.2
26	523	256.0	417.0	47.0	52.0	1,002.0	26.0	289.0	7.0	110.0	403.0	89.0	87.0	-	132.5	1,537.5	2.02	322	61.6
27	523	273.0	421.0	44.0	59.0	1,040.5	23.0	317.0	5.0	121.0	428.5	121.0	102.0	-	172.0	1,641.0	2.13	338	64.6
28	525	274.0	406.0	48.0	57.0	1,030.5	21.0	329.0	5.0	143.0	447.5	143.0	119.0	-	202.5	1,680.5	2.17	348	66.3
29	529	279.0	407.0	39.0	52.0	1,030.0	20.0	366.0	12.0	125.0	480.5	180.0	114.0	-	237.0	1,747.5	2.25	360	68.1
30	584	298.0	405.0	57.0	57.0	1,086.5	21.0	424.0	7.0	134.0	540.0	237.0	130.0	62.0	333.0	1,959.5	2.40	385	65.9
元	577	293.0	415.0	51.0	63.0	1,083.5	20.0	437.0	9.0	130.0	551.0	276.0	137.0	65.0	377.0	2,011.5	2.49	401	69.5

(単位:社人、%)

【表1-2 全国の障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

年別	調査実施 企業数	障害者数												雇用率	雇用率達成 企業数	雇用率達成 企業割合 (%)			
		身体			知的			精神	精神(短)	計	合計								
		重度	その他	計	重度	その他	計												
		重度	その他	計	重度	その他	計	精神	精神(短)	計	合計								
23	75,313	79,374.0	115,318.0	6,406.0	7,912.0	284,428.0	12,951.0	37,844.0	2,250.0	5,502.0	68,747.0	11,038.0	3972.0	-	13,024.0	386,199.0	1.65	34,102	45.3
24	76,308	81,393.0	116,364.0	7,117.0	9,493.0	291,013.5	13,771.0	40,792.0	2,689.0	7,440.0	74,743.0	13,821.0	5572.0	-	16,607.0	382,363.5	1.69	35,694	46.8
25	85,314	84,682.0	120,536.0	8,126.0	11,545.0	303,798.5	14,878.0	45,368.0	3,071.0	9,471.0	82,930.5	18,275.0	7887.0	-	22,218.5	408,947.5	1.76	36,413	42.7
26	86,648	87,195.0	123,633.0	8,867.0	12,849.0	313,314.5	16,125.0	48,873.0	3,493.0	11,174.0	90,203.0	22,773.0	9870.0	-	27,708.0	431,225.5	1.82	38,760	44.7
27	87,935	89,312.0	125,334.0	9,830.0	13,929.0	320,752.5	17,050.0	53,494.0	3,704.0	12,892.0	97,744.0	28,466.0	12342.0	-	34,637.0	483,133.5	1.88	41,485	47.2
28	89,359	92,058.0	125,633.0	10,460.0	14,782.0	327,600.0	17,707.0	58,231.0	3,823.0	14,556.0	104,746.0	34,700.0	14656.0	-	42,028.0	474,374.0	1.92	43,569	48.8
29	91,024	94,234.0	126,584.0	10,821.0	15,162.0	333,454.0	18,626.0	63,181.0	4,021.0	15,679.0	112,293.5	41,422.0	17251.0	-	50,047.5	495,795.0	1.97	45,553	50.0
30	100,586	98,193.0	129,983.0	11,691.0	16,276.0	346,208.0	19,699.0	68,757.0	4,335.0	17,353.0	121,166.5	50,708.0	20527.0	12847.0	67,395.0	534,769.5	2.05	46,217	45.9
元	101,889	100,840.0	131,503.0	12,501.0	16,900.0	354,134.0	20,537.0	73,679.0	4,344.0	18,572.0	128,383.0	59,737.0	23198.0	13611.0	78,091.5	560,608.5	2.11	48,898	48.0

(単位:社人、%)

(注1) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のD1すべしに該当する者については、1人分としてカウントされる。
 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以後に採用された者であること
 ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(注2) 法定雇用率は平成30年4月1日に改定 民間企業 2.0% → 2.2% 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年は50人以上規模の企業、平成30年からは45.5人以上)についての集計である。

2 企業規模別の雇用状況 【表2】

企業規模別にみると、実雇用率が最も高いのは500～1,000人未満規模企業の3.28%、次いで300～500人未満規模企業の2.87%、100～300人未満規模企業の2.52%、45.5～100人未満規模企業の2.30%、1,000人以上規模企業の2.11%の順となった。

また、法定雇用率を達成している企業割合は、45.5～100人未満規模企業は67.4%（240社）、100～300人未満規模企業は72.7%（133社）、300～500人未満規模企業は72.0%（18社）、500～1,000人未満規模企業は88.9%（8社）、1,000人以上規模企業が50.0%（2社）となった。

【表2 規模別障害者の雇用状況】

令和元年6月1日現在
(単位:社、人、%)

区 分	島 根 県					実 雇 用 率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	①	②	島根県	全 国	島 根 県		全 国 達成 割合
				うち 重度身体、重度知的障害者(短時間以外)	うち ① 以外の障害者			企業数	達成割合	
45.5～ 100人未満	356 (363)	23,259.5 (23,747.5)	536.0 (554.0)	75.0 (84.0)	386.0 (386.0)	2.30 (2.33)	1.71 (1.68)	240 (240)	67.4 (66.1)	45.5 (44.1)
100～ 300人未満	183 (180)	29,429.0 (28,952.0)	742.5 (685.0)	104.0 (91.0)	534.5 (503.0)	2.52 (2.37)	1.97 (1.91)	133 (122)	72.7 (67.8)	52.1 (50.1)
300～ 500人未満	25 (28)	9,607.5 (10,717.0)	275.5 (285.5)	46.0 (51.0)	183.5 (183.5)	2.87 (2.66)	1.98 (1.90)	18 (15)	72.0 (53.6)	43.9 (40.1)
500～ 1,000人未満	9 (9)	5,753.5 (5,871.5)	188.5 (169.5)	23.0 (24.0)	142.5 (121.5)	3.28 (2.89)	2.11 (2.05)	8 (6)	88.9 (66.7)	43.9 (40.1)
1,000人 以上	4 (4)	12,767.0 (12,262.5)	269.0 (265.5)	65.0 (69.0)	139.0 (127.5)	2.11 (2.17)	2.31 (2.25)	2 (2)	50.0 (50.0)	54.6 (47.8)
規 模 計	577 (584)	80,816.5 (81,550.5)	2,011.5 (1,959.5)	313.0 (319.0)	1,385.5 (1,321.5)	2.49 (2.40)	2.11 (2.05)	401 (385)	69.5 (65.9)	48.0 (45.9)

(注) ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

3 産業別の雇用状況 【表3】

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」において前年よりも増加した。

実雇用率は、「農、林、漁業（3.13%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（3.06%）」、「医療、福祉（2.92%）」、「製造業（2.51%）」、「不動産業、物品賃貸業（2.46%）」、「宿泊業、飲食サービス業（2.43%）」、「建設業（2.42%）」、「卸売業、小売業（2.37%）」の順で高く、また、当該産業において法定雇用率を上回った。

法定雇用率達成企業の割合は、「農、林、漁業」の85.7%が最も高く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」の80.5%、「医療、福祉」の78.3%の順となった。

【表3 産業別障害者の雇用状況】

令和元年6月1日現在
(単位:社、人、%)

産業別	島根県					実雇用率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 ¹	障害者数 (①×2+②)			島根県	全国	島根県		全国達成割合
			① うち 重度身体、 重度知的障害者 (短時間以外)	② うち ① 以外の障害者	企業数			達成割合		
農、林、漁業	7 (8)	480.0 (545.0)	15.0 (17.0)	0.0 (0.0)	15.0 (17.0)	3.13 (3.12)	2.54 (2.42)	6 (8)	85.7 (100.0)	60.0 (59.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	46.5 (54.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.0)	19.8 (1.99)	0 (0)	0.0 (0.0)	54.2 (60.3)
建設業	45 (46)	3,745.0 (3,753.0)	90.5 (83.0)	19.0 (19.0)	52.5 (45.0)	2.42 (2.21)	1.88 (1.83)	32 (32)	71.1 (69.6)	48.0 (45.5)
製造業	132 (129)	20,779.0 (20,231.5)	521.5 (501.5)	97.0 (97.0)	327.5 (307.5)	2.51 (2.48)	2.12 (2.07)	90 (92)	68.2 (71.3)	53.9 (52.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	(0.00) (0.00)	2.25 (2.18)	0 (0)	(0.00) (0.00)	48.0 (45.2)
情報通信業	10 (12)	1,165.5 (1,302.5)	16.0 (13.5)	2.0 (1.0)	12.0 (11.5)	1.37 (1.04)	1.74 (1.70)	4 (2)	40.0 (16.7)	26.9 (25.4)
運輸業、郵便業	21 (20)	2,297.5 (2,292.0)	46.5 (44.0)	10.0 (10.0)	26.5 (24.0)	2.02 (1.92)	2.19 (2.13)	12 (11)	57.1 (55.0)	54.4 (51.9)
卸売業、小売業	76 (78)	11,559.0 (12,165.5)	274.0 (263.5)	40.0 (38.0)	194.0 (187.5)	2.37 (2.17)	1.94 (1.87)	49 (47)	64.5 (60.3)	38.1 (36.2)
金融業、保険業	8 (9)	4,304.5 (4,334.0)	94.0 (91.0)	21.0 (21.0)	52.0 (49.0)	2.18 (2.10)	2.10 (2.03)	4 (3)	50.0 (33.3)	38.7 (35.4)
不動産業、物品賃貸業	7 (7)	528.5 (566.5)	13.0 (8.0)	2.0 (2.0)	9.0 (4.0)	2.46 (1.41)	1.75 (1.68)	5 (4)	71.4 (57.1)	33.8 (31.5)
学術研究、専門・技術サービス業	20 (21)	1,674.5 (1,727.0)	24.0 (26.0)	8.0 (9.0)	8.0 (8.0)	1.43 (1.51)	1.93 (1.79)	12 (12)	60.0 (57.1)	33.6 (31.4)
宿泊業、飲食サービス業	23 (25)	2,141.5 (2,415.5)	52.0 (54.5)	5.0 (5.0)	42.0 (44.5)	2.43 (2.26)	2.06 (1.98)	17 (17)	73.9 (68.0)	46.1 (43.2)
生活関連サービス業、娯楽業	19 (20)	1,837.0 (1,922.5)	38.5 (35.0)	6.0 (6.0)	26.5 (23.0)	2.10 (1.82)	2.32 (2.26)	13 (11)	68.4 (55.0)	41.7 (40.8)
教育、学習支援業	11 (12)	879.5 (916.5)	8.0 (8.0)	3.0 (3.0)	2.0 (2.0)	0.91 (0.87)	1.69 (1.64)	3 (3)	27.3 (25.0)	37.5 (35.2)
医療、福祉	152 (150)	19,838.0 (19,739.5)	580.0 (584.0)	66.0 (75.0)	448.0 (434.0)	2.92 (2.96)	2.73 (2.68)	119 (110)	78.3 (73.3)	61.6 (59.5)
複合サービス事業	4 (4)	4,044.0 (4,073.0)	70.5 (77.5)	17.0 (20.0)	36.5 (37.5)	1.74 (1.90)	1.98 (1.91)	2 (2)	50.0 (50.0)	42.7 (40.1)
サービス業(他に分類されないもの)	41 (42)	5,496.5 (5,512.0)	168.0 (153.0)	17.0 (13.0)	134.0 (127.0)	3.06 (2.78)	2.09 (2.03)	33 (31)	80.5 (73.8)	46.0 (43.7)
計	577 (584)	80,816.5 (81,550.5)	2,011.5 (1,959.5)	313.0 (319.0)	1,385.5 (1,321.5)	2.49 (2.40)	2.11 (2.05)	401 (385)	69.5 (65.9)	48.0 (45.9)

(注) ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

4 実雇用率階級別の企業分布状況 【表4】

実雇用率階級別の企業分布をみると、法定雇用率（2.2%）未達の階級が333社（構成比57.7%、対前年3.4ポイント低下）となった（なお、法定雇用障害者数の算定にあたって1人未達の端数は切り捨てることから、当該333社には、法定雇用障害者数を達成していない176社のほか、実雇用率が2.2%未満であるものの法定雇用障害者数は達成している企業157社が含まれている。）。

【表4 実雇用率階級別の企業分布状況】

令和元年6月1日現在
(単位：社、%)

産業別・規模別	実雇用率 企業数計	2.2%未満					2.2%以上					
		0.00～ 0.49	0.50～ 0.99	1.00～ 1.49	1.50～ 2.19	小計	2.20～ 2.99	3.00～ 3.99	4.00～ 4.99	5.00～ 9.99	10.00 ～	小計
農、林、漁業	7	1	0	1	2	4	0	0	1	2	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
建設業	45	11	2	2	7	22	7	8	4	4	0	23
製造業	132	26	5	15	23	69	23	17	7	14	2	63
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	10	4	0	1	4	9	0	1	0	0	0	1
運輸業、郵便業	21	5	1	3	6	15	2	1	1	2	0	6
卸売業、小売業	76	15	4	11	17	47	15	4	7	2	1	29
金融業、保険業	8	2	1	1	3	7	1	0	0	0	0	1
不動産業、物品賃貸業	7	2	0	1	2	5	0	0	1	1	0	2
学術研究、専門・技術サービス業	20	7	1	2	5	15	2	3	0	0	0	5
宿泊業、飲食サービス業	23	5	1	1	4	11	2	6	2	2	0	12
生活関連サービス業、娯楽業	19	5	0	2	6	13	1	2	1	2	0	6
教育、学習支援業	11	8	0	0	2	10	1	0	0	0	0	1
医療、福祉	152	21	6	14	41	82	21	20	14	12	3	70
複合サービス事業	4	1	0	0	2	3	0	0	1	0	0	1
サービス業（他に分類されないもの）	41	5	1	5	9	20	5	6	3	7	0	21
計	577	119	22	59	133	333	80	68	42	48	6	244
構成比 (%)	100.0	20.6	3.8	10.2	23.1	57.7	13.9	11.8	7.3	8.3	1.0	42.3
45.5～100人未満	356	108	3	39	68	218	34	43	25	31	5	138
100～300未満	183	11	17	19	50	97	36	23	13	14	0	86
300～500人未満	25	0	2	1	11	14	5	2	1	2	1	11
500～1000人未満	9	0	0	0	2	2	3	0	3	1	0	7
1000人以上	4	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	2

5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 【表5】

法定雇用率未達成企業は176社で、前年より23社減少した。産業別にみると、「製造業」が42社で最も多く、次いで「医療、福祉」が33社、「卸売業、小売業」の27社の順となった。

法定雇用率未達成企業全体の実雇用率は1.06%で、前年より0.06ポイント低下した。規模別にみると、45.5人～100人未満規模企業（116社）、100～300人未満規模企業（50社）に未達成企業が集中し、未達成企業全体の実雇用率を下回っている。

【表5 法定雇用率未達成企業の雇用状況】

令和元年6月1日現在
(単位:社、人、%)

産業別・規模別	実雇用率 未達成企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	法定雇用義務 障 害 者 数	雇用障害者数	雇用不足数	実雇用率
農、林、漁業	1 (0)	71.0 (0.0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.0 (0.0)	0.00 (0.00)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	46.5 (54.5)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.0 (1.0)	0.00 (0.00)
建設業	13 (14)	978.5 (1,053.0)	17.0 (18.0)	2.5 (2.5)	14.5 (15.5)	0.26 (0.24)
製造業	42 (37)	9,062.0 (8,759.0)	187.0 (181.0)	126.5 (118.5)	60.5 (62.5)	1.40 (1.35)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)
情報通信業	6 (10)	825.0 (1,115.5)	16.0 (22.0)	8.0 (8.0)	8.0 (14.0)	0.97 (0.72)
運輸業、郵便業	9 (9)	1,425.5 (1419.5)	27.0 (28.0)	15.0 (15.0)	12.0 (13.0)	1.05 (1.06)
卸売業、小売業	27 (31)	2,809.0 (4,072.0)	53.0 (77.0)	20.5 (37.5)	32.5 (39.5)	0.73 (0.92)
金融業、保険業	4 (6)	761.0 (1,135.5)	15.0 (22.0)	8.0 (12.0)	7.0 (10.0)	1.05 (1.06)
不動産業、物品賃貸業	2 (3)	103.5 (162.5)	2.0 (3.0)	0.0 (0.0)	2.0 (3.0)	0.00 (0.00)
学術研究、専門・技術サービス業	8 (9)	748.5 (757.0)	15.0 (15.0)	2.0 (2.0)	13.0 (13.0)	0.27 (0.26)
宿泊業、飲食サービス業	6 (8)	611.0 (986.5)	11.0 (19.0)	2.5 (7.5)	8.5 (11.5)	0.41 (0.76)
生活関連サービス業、娯楽業	6 (9)	606.5 (938.0)	12.0 (19.0)	3.0 (5.5)	9.0 (13.5)	0.49 (0.59)
教育、学習支援業	8 (9)	491.0 (674.0)	8.0 (12.0)	0.0 (3.0)	8.0 (9.0)	0.00 (0.45)
医療、福祉	33 (40)	3,271.5 (5,453.5)	61.0 (105.0)	24.0 (61.5)	37.0 (43.5)	0.73 (1.13)
複合サービス事業	2 (2)	3,894.5 (3,931.0)	85.0 (86.0)	66.5 (74.5)	18.5 (11.5)	1.71 (1.90)
サービス業(他に分類されないもの)	8 (11)	1,226.0 (1,545.0)	24.0 (29.0)	8.0 (10.0)	16.0 (19.0)	0.65 (0.65)
計	176 (199)	26,931.0 (32,056.5)	535.0 (637.0)	286.5 (357.5)	248.5 (279.5)	1.06 (1.12)
45.5～100人未満	116 (123)	7,106.5 (7,715.5)	125.0 (134.0)	7.0 (13.0)	118.0 (121.0)	0.10 (0.17)
100～300人未満	50 (58)	8,208.5 (9,807.0)	159.0 (191.0)	77.5 (93.0)	81.5 (98.0)	0.94 (0.95)
300～500人未満	7 (13)	2,852.5 (5,041.5)	60.0 (105.0)	37.5 (70.0)	22.5 (35.0)	1.31 (1.39)
500～1000人未満	1 (3)	540.0 (1,774.5)	11.0 (38.0)	9.0 (33.0)	2.0 (5.0)	1.67 (1.86)
1000人以上	2 (2)	8,223.5 (7,718.0)	180.0 (169.0)	155.5 (148.5)	24.5 (20.5)	1.89 (1.92)

(注) ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 【表6】

法定雇用率未達成企業 176 社の雇用不足数をみると、不足数が 0.5 人又は 1 人（以下「1 人不足」という。）である企業が 138 社で全体の 78.4%を占めている。1 人不足の企業を規模別にみると、45.5～100 人未満規模企業が 112 社で最も多く、次いで 100～300 人未満規模企業が 25 社、300～500 人未満規模企業が 1 社の順となった。

なお、未達成企業全体では、不足数が 3 人を超過している企業が 7 社となっている。

【表6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況】

令和元年6月1日現在
(単位:社)

産業別・規模別	雇用不足数	計	0.5又は1人	1.5又は2人	2.5又は3人	3.5又は4人	4.5又は5人	5.5又は6人	6.5人以上
農、林、漁業		1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
鉱業、採石業、砂利採取業		1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業		13 (14)	12 (13)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業		42 (37)	35 (28)	3 (5)	1 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
電気・ガス・熱供給・水道業		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
情報通信業		6 (10)	4 (7)	2 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運輸業、郵便業		9 (9)	6 (6)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸売業、小売業		27 (31)	22 (24)	3 (3)	2 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金融業、保険業		4 (6)	1 (3)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不動産業、物品賃貸業		2 (3)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業		8 (9)	6 (8)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業		6 (8)	4 (4)	1 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活関連サービス業、娯楽業		6 (9)	4 (6)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業		8 (9)	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療、福祉		33 (40)	28 (33)	4 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
複合サービス事業		2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
サービス業(他に分類されないもの)		8 (11)	4 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
計		176 (199)	138 (152)	24 (27)	7 (11)	3 (5)	1 (1)	1 (1)	2 (2)
	構成比(%)	100.0 (100.0)	78.4 (76.4)	13.6 (13.6)	4.0 (5.5)	1.7 (2.5)	0.6 (0.5)	0.6 (0.5)	1.1 (1.0)
45.5～100人未満		116 (123)	112 (121)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100～300人未満		50 (58)	25 (25)	17 (23)	6 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
300～500人未満		7 (13)	1 (4)	2 (2)	1 (2)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
500～1000人未満		1 (3)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000人以上		2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)

(注) ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

7 公共職業安定所管内別の雇用状況 【表7】

実雇用率を前年比で見ると、浜田所（前年比 0.29 ポイント上昇）、出雲所（同 0.21 ポイント上昇）、益田所（同 0.14 ポイント上昇）、雲南所（同 0.25 ポイント上昇）、石見大田所（同 0.42 ポイント上昇）でそれぞれ上昇した。また、浜田所（3.48%）、益田所（3.09%）、石見大田所（2.73%）、雲南所（2.53%）の順に高く、県内平均実雇用率の 2.49%を上回った。

法定雇用率達成企業の割合をみると、雲南所（90.0%）、川本所（86.7%）、益田所（80.5%）、浜田所（71.2%）、出雲所（70.2%）の順に高く、県内平均達成企業割合の 69.5%を上回った。

県内の雇用不足数 248.5 人のうち、松江所 125.5 人、出雲所 54.0 人で全体の 7 割以上を占めている。

【表 7 公共職業安定所管内別の雇用状況】

令和元年6月1日現在
(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	雇用率達成企業		雇用 不足数	未達成企業の うち1人不足の 企業数
					企業数	達成割合		
松 江	231 (235)	35,279.5 (35,248.5)	818.5 (821.0)	2.32 (2.33)	152 (145)	65.8 (61.7)	125.5 (134.0)	57 (66)
隠岐の島	12 (12)	1,356.0 (1,357.5)	33.0 (35.5)	2.43 (2.62)	8 (8)	66.7 (66.7)	3.5 (3.5)	4 (4)
安 来	33 (33)	5,769.5 (5,732.5)	135.0 (135.0)	2.34 (2.35)	17 (18)	51.5 (54.5)	21.5 (18.5)	12 (10)
浜 田	59 (61)	6,029.0 (6,743.0)	210.0 (215.0)	3.48 (3.19)	42 (46)	71.2 (75.4)	17.0 (19.0)	17 (12)
川 本	15 (14)	1,631.0 (1,611.0)	37.0 (36.5)	2.27 (2.27)	13 (12)	86.7 (85.7)	3.5 (3.5)	1 (1)
出 雲	131 (129)	18,893.0 (18,460.5)	438.0 (390.0)	2.32 (2.11)	92 (82)	70.2 (63.6)	54.0 (68.0)	31 (39)
益 田	41 (43)	6,298.0 (6,431.0)	194.5 (189.5)	3.09 (2.95)	33 (34)	80.5 (79.1)	11.0 (13.5)	7 (6)
雲 南	30 (31)	3,219.5 (3,328.5)	81.5 (76.0)	2.53 (2.28)	27 (25)	90.0 (80.6)	2.5 (6.0)	3 (5)
石見大田	25 (26)	2,341.0 (2,638.0)	64.0 (61.0)	2.73 (2.31)	17 (15)	68.0 (57.7)	10.0 (13.5)	6 (9)
計	577 (584)	80,816.5 (81,550.5)	2,011.5 (1,959.5)	2.49 (2.40)	401 (385)	69.5 (65.9)	248.5 (279.5)	138 (152)

(注1) () は平成 30 年 6 月 1 日現在の数値である。

(注2) 1人不足の企業数は、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業が対象。

国、地方公共団体等における障害者の雇用状況

1 概況 【表8】

法定雇用率 2.5%が適用される国、地方公共団体等の機関（職員 40.0 人以上の機関）及び特殊法人等の実雇用率をみると、都道府県の機関は 1.75%で前年より 0.09 ポイント上昇、市町村等の機関は 2.51%で前年より 0.04 ポイント低下した。特殊法人等は 2.52%で前年より 0.62 ポイント上昇した。

また、法定雇用率 2.4%が適用される都道府県等の教育委員会は 2.55%で、前年より 0.06 ポイント上昇した。

【表 8 国、地方公共団体等における障害者雇用状況】

令和元年6月1日現在
(単位:人、%)

区 分	法定雇用率2.5%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
国 の 機 関	—	328,132.5 (320,654.0)	—	7,577.0 (3,902.5)	—	2.31 (1.22)
都 道 府 県 の 機 関	4,783.5 (4,810.5)	345,606.0 (337,872.0)	83.5 (80.0)	9,033.0 (8,244.5)	1.75 (1.66)	2.61 (2.44)
市 町 村 等 の 機 関	8,564.0 (8,130.0)	1,200,580.0 (1,140,348.5)	215.0 (207.5)	28,978.0 (27,145.5)	2.51 (2.55)	2.41 (2.38)
特 殊 法 人 等	2,181.5 (2,157.5)	440,944.0 (432,729.0)	55.0 (41.0)	11,612.0 (11,010.0)	2.52 (1.90)	2.63 (2.54)

(注) ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

区 分	法定雇用率2.4%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
都道府県等の 教育委員会	5,901.5 (5,903.0)	714,968.5 (662,641.5)	150.5 (147.0)	13,477.5 (12,607.5)	2.55 (2.49)	1.89 (1.90)

(注) ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 【表9-1-9-2】

法定雇用率 2.5%が適用される県、市町村等の機関における実雇用率を前年と比較すると、県の機関では 0.09 ポイント上昇し 1.75%、市長部局では 0.18 ポイント上昇して 2.52%、市町村教育委員会では 0.53 ポイント低下し 2.34%、市公営企業部局では 0.72 ポイント低下し 2.22%、町村長部局では 0.05 ポイント低下し 2.68%、町村公営企業部局では 0.22 ポイント上昇し 3.09%、特殊法人等では 0.62 ポイント上昇し 2.52%となった。

法定雇用率 2.4%が適用される県教育委員会は 0.04 ポイント上昇し 2.52%、松江市教育委員会は 0.67 ポイント上昇し 3.51%となった。

雇用率未達成機関は、県の機関で 2 機関、市長村教育委員会で 1 機関、市公営企業部局で 3 機関となっている。

【表9-1 地方公共団体等における障害者の雇用状況】

令和元年6月1日現在

(単位:人、%)

区 分	雇 用 状 況								対象機関の数				
	職員総数		除外職員を除く職員数		障害者数		実雇用率		全 数		うち達成機 関		
	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年	前 年		
雇 用 率 2.5 % 適 用	島根県知事部局	3,902.0	3,949.5	3,900.0	3,947.5	69.5	67.5	1.78	1.71	1	1	0	0
	島根県病院局	1,184.0	1,150.5	533.0	518.5	5.0	3.0	0.94	0.58	1	1	0	0
	島根県警察本部	1,879.0	1,864.5	350.5	344.5	9.0	9.5	2.57	2.76	1	1	1	1
	(小計)	6,965.0	6,964.5	4,783.5	4,810.5	83.5	80.0	1.75	1.66	3	3	1	1
	市長部局	5,414.0	5,298.5	4,796.0	4,684.5	121.0	109.5	2.52	2.34	8	8	8	5
	市町村教育委員会	701.0	581.5	642.0	522.5	15.0	15.0	2.34	2.87	5	5	4	5
	市営企業部局	2,250.5	2,087.5	1,394.5	1,258.5	31.0	37.0	2.22	2.94	8	8	5	7
	町村長部局	1,367.0	1,302.5	1,343.0	1,281.5	36.0	35.0	2.68	2.73	10	10	10	10
	町村営企業部局	572.5	563.0	388.5	383.0	12.0	11.0	3.09	2.87	3	3	3	3
	(小計)	10,305.0	9,833.0	8,564.0	8,130.0	215.0	207.5	2.51	2.55	34	34	30	30
雇 用 率 2.4 % 適 用	特殊法人等	3,110.5	3,076.5	2,181.5	2,157.5	55.0	41.0	2.52	1.90	2	2	2	1
	(小計)	3,110.5	3,076.5	2,181.5	2,157.5	55.0	41.0	2.52	1.90	2	2	2	1
	合計	20,380.5	19,874.0	15,529.0	15,098.0	353.5	328.5	2.28	2.18	39	39	33	32
	島根県教育委員会	7,639.5	7,635.0	5,730.5	5,727.0	144.5	142.0	2.52	2.48	1	1	1	1
松江市教育委員会	228.0	207.0	171.0	176.0	6.0	5.0	3.51	2.84	1	1	1	1	
合計	7,867.5	7,842.0	5,901.5	5,903.0	150.5	147.0	2.55	2.49	2	2	2	2	

【表9-2 各機関における障害者の雇用状況】

令和元年6月1日現在

法定雇用率	機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
		(人)	(人)	(%)	(人)	
2.5 % 島の機関	島根県	3,900.0	69.5	1.78	27.5	特例認定
	島根県病院局	533.0	5.0	0.94	8.0	
	島根県警察本部	350.5	9.0	2.57	0.0	
2.5 % 市町村等の機関	松江市	1,281.0	32.0	2.50	0.0	
	浜田市	632.0	16.0	2.53	0.0	
	出雲市	858.0	22.0	2.56	0.0	
	益田市	437.5	11.0	2.51	0.0	
	大田市	480.0	12.0	2.50	0.0	
	安来市	432.5	12.0	2.77	0.0	
	江津市	297.0	7.0	2.36	0.0	
	雲南市	378.0	9.0	2.38	0.0	
	奥出雲町	220.5	6.0	2.72	0.0	
	飯南町	104.0	3.0	2.88	0.0	
	川本町	61.0	1.0	1.64	0.0	
	美郷町	117.0	3.0	2.56	0.0	
	邑南町	224.0	6.0	2.68	0.0	特例認定
	津和野町	169.0	4.0	2.37	0.0	
	吉賀町	102.0	2.0	1.96	0.0	
	海士町	69.0	1.0	1.45	0.0	
	西ノ島町	87.0	4.0	4.60	0.0	
	隠岐の島町	189.5	6.0	3.17	0.0	
	浜田市教育委員会	158.0	4.0	2.53	0.0	
	出雲市教育委員会	120.0	2.0	1.67	1.0 ※	
	益田市教育委員会	136.0	3.0	2.21	0.0	
	大田市教育委員会	145.5	3.0	2.06	0.0	
	安来市教育委員会	82.5	3.0	3.64	0.0	
	松江市上下水道局	108.5	2.0	1.84	0.0	
	松江市交通局	50.0	2.0	4.00	0.0	
	松江市立病院	408.5	13.0	3.18	0.0	
	出雲市上下水道局	95.0	0.0	0.00	2.0	
	出雲市立総合医療センター	142.5	3.5	2.46	0.0	
	安来市立病院	160.0	1.5	0.94	2.5	
	雲南市立病院	242.5	5.0	2.06	1.0 ※	
町立奥出雲病院	139.5	3.0	2.15	0.0		
隠岐広域連合立隠岐病院	132.0	4.0	3.03	0.0		
大田市立病院	187.5	4.0	2.13	0.0		
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	117.0	5.0	4.27	0.0		
2.4 % 教育委員会 特殊法人等	島根県教育委員会	5,730.5	144.5	2.52	0.0	
	松江市教育委員会	171.0	6.0	3.51	0.0	
2.5 % 特殊法人等	国立大学法人島根大学	1,977.5	49.0	2.48	0.0	
	公立大学法人島根県立大学	204.0	6.0	2.94	0.0	

※出雲市教育委員会、雲南市立病院は12月25日現在（公表日）において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率を達成しています。

参 考

1 島根県における障害者の状況 【表 10・11・12】

身体障害者手帳所持者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在で 33,012 人となり、前年より 716 人減少した。

障害別にみると、肢体不自由が 17,608 人（構成比 53.3%）で最も多く、次いで内部障害 8,858 人（同 26.8%）、聴覚・平衡機能障害 3,859 人（同 11.7%）、視覚機能障害 2,272 人（同 6.9%）の順となっている。等級別にみると、1 級・2 級の重度障害者が 14,959 人で、全体の 45.3%を占めている。

年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 26,329 人で全体の 79.8%を占めている。

療育手帳所持者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在で 7,692 人となり、前年より 96 人増加した。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在で 7,196 人となり、前年より 459 人増加した。

【表10 身体障害者手帳所持者数】

(単位:人、%)

障害	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	構成比
	視覚機能障害		791	687	152	156	300	186	2,272
聴覚・平衡機能障害		183	699	469	734	19	1,755	3,859	11.7
音声・言語・そしゃく機能障害		4	22	213	176	0	0	415	1.3
肢体不自由		3,627	2,815	3,277	5,432	1,654	803	17,608	53.3
内部障害		6,053	78	923	1,804	0	0	8,858	26.8
合 計		10,658	4,301	5,034	8,302	1,973	2,744	33,012	100.0
構成比(%)		32.3	13.0	15.2	25.1	6.0	8.3	100.0	-
18歳未満		212	78	55	35	11	21	412	1.2
18歳以上65歳未満		2,343	1,068	791	1,231	435	403	6,271	19.0
65歳以上		8,103	3,155	4,188	7,036	1,527	2,320	26,329	79.8

【表11 療育手帳所持者数】

(単位:人)

年 齢 区 分	重度(A)	中軽度(B)	合 計
18歳未満	362	738	1,100
18歳以上65歳未満	1,911	3,442	5,353
65歳以上	750	489	1,239
合 計	3,023	4,669	7,692

【表12 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

1級	2級	3級	合計
1,566	4,175	1,455	7,196

(注) 表 10・11・12 は、平成 31 年 3 月 31 日現在である。

出典：令和元年度版業務概要（島根県立心と体の相談センター）

2 障害者の職業紹介状況 【表13・14】

公共職業安定所における平成30年度の障害者職業紹介状況は、新規求職申込件数が1,615件で前年度より8.3%増加、就職件数は1,000件で2.1%増加した。また、就職率（就職件数／新規求職申込件数）は61.9%で前年度より3.8ポイント低下した。

平成31年3月31日現在の登録者のうち、有効中の者は1,979人で、前年同期より20.7%増加している。

【表13 障害者の職業紹介状況】

(単位:人、%)

年度	①新規求職申込件数	②就職件数	③就職率	④期末現在登録者数			
				有効中の者	就業中の者	保留中の者	
14	665	326	49.0	4,172	1,014	2,884	274
15	669	327	48.9	4,312	1,025	2,983	304
16	685	305	44.5	4,449	1,031	3,012	406
17	674	364	54.0	4,535	1,010	3,055	470
18	811	425	52.4	4,692	1,080	3,132	480
19	874	441	50.5	4,945	1,129	3,217	599
20	889	455	51.2	5,008	1,051	3,161	796
21	878	463	52.7	5,420	1,125	3,263	1,032
22	982	559	56.9	5,870	1,128	3,528	1,214
23	1,143	651	57.0	6,047	1,150	3,637	1,260
24	1,174	677	57.7	6,483	1,325	3,842	1,316
25	1,154	700	60.7	6,979	1,484	4,065	1,430
26	1,310	753	57.5	7,523	1,441	4,368	1,714
27	1,396	876	62.8	7,708	1,402	4,644	1,662
28	1,400	941	67.2	8,238	1,618	4,764	1,856
29	1,491	979	65.7	8,811	1,640	5,064	2,107
30	1,615	1000	61.9	9,326	1,979	5,105	2,242

【表14 有効求職者の障害部位別の状況】

(単位:人)

障害部位	性別		計	うち重度障害者
	男	女		
身体障害者	321	173	497	212
視覚機能	20	12	32	17
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能	39	23	63	26
上肢切断機能	79	27	106	43
下肢切断機能	67	65	134	21
体幹機能	18	13	31	11
脳病変による運動機能	5	1	6	2
内部機能	93	32	125	92
知的障害者	223	134	360	14
精神障害者	587	388	981	—
発達障害者	41	15	56	—
難治性疾患患者	26	34	61	—
高次脳機能障害者	4	0	4	—
その他障害者	11	9	20	—
合計	1213	753	1,979	226

(注1) 表13・14は、平成31年3月31日現在。

(注2) 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 【表 15・16・17】

障害者雇用率制度の適用を受けない一般の民間企業のうち、常用労働者数が 30 人以上 45.5 人未満の規模の状況は次のとおりである。

ただし、常用労働者数 30 人以上 45.5 人未満の企業のうち、障害者の雇用状況を公共職業安定所長へ報告(任意)した 248 社の状況である。

令和元年6月1日現在

【表15 産業別障害者の雇用状況】

(単位:社、人、%)

産業別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率
農、林、漁業	7	243.5	6.0	2.46
鉱業、採石業、砂利採取業	1	37.5	0.0	0.00
建設業	43	1,561.5	20.5	1.31
製造業	43	1,622.0	109.5	6.75
電気・ガス・熱供給・水道業	1	36.0	0.0	0.00
情報通信業	5	193.0	0.0	0.00
運輸業、郵便業	14	534.5	9.0	1.68
卸売業、小売業	40	1,511.5	10.5	0.69
金融業、保険業	1	42.0	0.0	0.00
不動産業、物品賃貸業	1	32.0	2.0	6.25
学術研究、専門・技術サービス業	11	410.5	2.5	0.61
宿泊業、飲食サービス業	8	291.5	2.5	0.86
生活関連サービス業、娯楽業	6	220.0	1.5	0.68
教育、学習支援業	7	244.0	1.0	0.41
医療、福祉	42	1,605.0	83.0	5.17
複合サービス事業	1	32.0	1.0	3.13
サービス業(他に分類されないもの)	17	623.0	14.0	2.25
計	248	9,239.5	263.0	2.85

令和元年6月1日現在
(単位:社、人、%)

【表16 公共職業安定所管内別の雇用状況】

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率
松江	77	2,912.5	103.5	3.55
(隠岐の島)	4	150.0	1.0	0.67
(安来)	5	179.5	12.0	6.69
浜田	35	1,259.5	42.5	3.37
(川本)	5	188.0	6.0	3.19
出雲	58	2,154.5	18.5	0.86
益田	29	1,125.0	53.5	4.76
雲南	25	904.0	17.0	1.88
石見大田	10	366.5	9.0	2.46
計	248	9,239.5	263.0	2.85

【表17 障害者を雇用している企業の状況】

(単位:社、%)

項目 産業別	企業数	障害者を 雇用して いる企業	割合
農、林、漁業	7	6	85.7
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0.0
建設業	43	13	30.2
製造業	43	24	55.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0.0
情報通信業	5	0	0.0
運輸業、郵便業	14	5	35.7
卸売業、小売業	40	8	20.0
金融業、保険業	1	0	0.0
不動産業、物品賃貸業	1	1	100.0
学術研究、専門・ 技術サービス業	11	3	27.3
宿泊業、飲食サービス業	8	3	37.5
生活関連サービス業、娯楽業	6	2	33.3
教育、学習支援業	7	1	14.3
医療、福祉	42	16	38.1
複合サービス事業	1	1	100.0
サービス業(他に 分類されないもの)	17	6	35.3
計	248	89	35.9

項目 安定所別	企業数	障害者を 雇用して いる企業	割合
松江	77	26	33.8
(隠岐の島)	4	1	25.0
(安来)	5	2	40.0
浜田	35	11	31.4
(川本)	5	4	80.0
出雲	58	15	25.9
益田	29	13	44.8
雲南	25	11	44.0
石見大田	10	6	60.0
計	248	89	35.9

4 障害者の法定雇用率について

平成 30 年 4 月 1 日から、障害者の法定雇用率は以下のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率		
	平成 10 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～
民間企業	1. 8 % ⇒	2. 0 % ⇒	2. 2 %
国、地方公共団体	2. 1 % ⇒	2. 3 % ⇒	2. 5 %
都道府県等の 教育委員会	2. 0 % ⇒	2. 2 % ⇒	2. 4 %

※ 令和 3 年 4 月までには、更に 0.1%引き上げとなります。

○ 雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める対象障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める対象障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも 5 年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

○ 障害者を雇用しなければならない事業主の範囲について

民間企業における現在の法定雇用率では、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲は、従業員 **45.5 人以上** となっています。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ① 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ② 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません。

※障害者雇用推進者の業務とは

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者の雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届出
- など

○ 障害者雇用納付金制度について

平成 27 年 4 月から「改正障害者雇用納付金制度」が施行され、常時雇用している労働者数が 100 人を超える企業も納付金の対象となったことから申告の必要があります。

5 除外率一覧表

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度です。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5 %
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10 %
・非鉄金属第1次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15 %
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	20 %
・港湾運送業	25 %
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30 %
・林業(狩猟業を除く。)	35 %
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40 %
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45 %
・石炭・亜炭鉱業	50 %
・道路旅客運送業 ・小学校	55 %
・幼稚園、幼保連携型認定こども園	60 %
・船員等による船舶運航等の事業	80 %

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度で、平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務に限定することとしています。

なお、旧除外職員の多い機関については、段階的に除外率を引き下げることとなっています。

発 行

厚生労働省
島根労働局職業安定部職業対策課

〒690-0841
松江市向島町 134-10
松江地方合同庁舎 5階
電話 (0852)20-7021
FAX (0852)20-7025

島根労働局ホームページ
<http://shimane-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>